糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が協定を締結している大学等（以下「協定大学等」という。）が持つ知的資源を活用し、地域又は行政の課題解決、地域資源の掘り起こし、市の魅力向上等を図るとともに、「学生がチャレンジできるまち」として学生の柔軟な発想を生かした研究を支援することを目的に、市が予算の範囲内で交付する糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　協定大学等　市が協定を締結している九州大学、中村学園大学、中村学園大学短期大学部、相模女子大学、相模女子大学短期大学部、西南学院大学及び福岡医療専門学校

(2)　学生等　協定大学等に在籍する大学生、大学院生、短期大学部生及び専門学校生

(3)　研究学生等　補助金の交付を受け研究を実施する学生等又は学生等を含むグループ

（補助対象者）

第３条　補助金交付の対象者は、学生等個人又は学生等を概ね半数程度含むグループとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

(1)　宗教活動及び政治活動を行うもの

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年の法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるもの

(3)　構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの

(4)　構成員が、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するもの

(5)　その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象研究）

第４条　補助金の交付の対象となる研究（以下「補助対象研究」という。）は、研究学生等が行う研究であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　糸島市域を調査・活動・研究のフィールドとして実施する、又は市民に研究成果を還元する研究

(2)　地域課題や行政課題の解決、地域資源の掘り起こし、市の魅力向上等を図る、又は学生自らがチャレンジしたいと考える課題に取り組む研究

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する研究は補助対象研究としない。

(1)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある研究

(2)　国、県、市、大学及びその他の団体から他の補助金等の交付を受けた研究又は交付を受けることが決定している研究

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象研究に直接要する経費で、次に掲げるものとする。

(1)　報償費（研究学生等に対するものは除く。）

(2)　旅費

(3)　需用費（うち食糧費は、会議等補助対象研究に必要なもののみを対象とし、会食を目的とする飲食代は除く。）

(4)　役務費

(5)　委託料

(6)　使用料及び賃借料

(7)　備品購入費

(8)　原材料費

(9)　その他市長が必要と認める経費

２　前項第５号及び第７号は、補助対象経費の２分の１を超えてはならない。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、予算の定める範囲内とし、１補助対象研究当たりの限度額は50万円とする。

２　補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

３　補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする。

（補助金の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする学生等（以下「申請学生等」という。）は、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　研究計画書

(2)　収支予算書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（審査）

第８条　市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査を行うものとする。

２　市長は、書類審査を通過した申請学生等に対して、次条に定める糸島市協定大学等課題解決型研究選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者の提案内容

を発表する機会を与えるものとする。

３　申請学生等は、前項の規定により提案内容を発表する機会が与えられたときは、当該提案内容を発表するものとする。

（選定委員会）

第９条　市長は、前条の審査を行うため、選定委員会を設置する。

２　選定委員会は、委員３人以上５人以内で組織し、次に掲げる者の中から構成する。

(1)　副市長

(2)　経済振興部長

(3)　学研都市づくり課長

(4)　関係部課等の長

３　前項第４号は申請者が提案する研究内容に応じて、選定委員会が必要と認めるときに、出席を求めるものとする。

４　選定委員会の委員長は副市長が務める。

５　選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

６　選定委員会の審査は、別に定める採点表で出席委員が採点し、その得点が委員長が定める基準点以上かつ予算の範囲内で得点が上位の研究を選定する。

７　選定委員会において必要と認めるときは、審査に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（補助金の交付決定）

第10条　市長は、選定委員会の審査結果に基づき、補助金の交付の可否を決定し、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請学生等に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により交付決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

（補助金の請求）

第11条　前条の規定により交付決定を受けた研究学生等は、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助研究の変更等）

第12条　研究学生等は、第10条の規定により交付決定を受けた研究（以下「補助研究」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金変更・中止承認申請書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

(1)　研究計画書（変更の場合に限る。）

(2)　収支予算書（変更の場合に限る。）

(3)　その他研究の変更又は中止を説明するための書類

２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助研究の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金変更・中止承認決定通知書（様式第５号）により研究学生等に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第13条　研究学生等は、補助研究を完了し、又は中止したときは、速やかに糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　研究報告書

(2)　収支決算書

(3)　補助研究に係る領収書の写し

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　研究学生等は、市が開催する研究報告会で補助研究の発表を行うものとする。

（補助金の額の確定）

第14条　市長は、前条の規定による実績報告後、内容を審査し補助金の額を確定したときは、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付額確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

２　前項の場合において、確定した補助金の額が、既に交付した補助金の額を下回る場合には、研究学生等は、市長が定める日までにその差額を市に返還しなければならない。

（補助金の交付の取消し等）

第15条　市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、研究学生等が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1)　第12条第２項の規定による補助研究の変更又は中止の承認を決定したとき。

(2)　虚偽の申請をしたとき。

(3)　補助金の交付の条件に違反したとき。

(4)　その他この要綱に違反したとき。

（庶務）

第16条　この補助金に関する事務は、経済振興部学研都市づくり課において処理する。

（補則）

第17条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号(第７条関係)

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金
交付申請書

年　　月　　日

糸島市長　様

申請者　住所
氏名

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金の交付を受けたいので、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　研究課題名及び研究者

<table>
<tr><td>研究課題名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">研究者</td><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>大学等名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所属・学年</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所(自宅)</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td>自宅電話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>携帯電話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電子メール</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同研究者</td><td colspan="2">氏　名</td><td>所属</td><td>学年</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
</table>

２　補助金交付申請の対象となる年度　　年度

３　補助金交付申請額　　円

４　添付書類

(1)　研究計画書

(2)　収支予算書

(3)　その他(　　)

（別添）糸島市協定大学等課題解決型研究事業研究計画書

<table>
<tr><td>1　研究題目</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2　研究内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3　上記研究内容のセールスポイント
（先駆性、発展性、必要性など）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4　研究期間</td><td colspan="2">年　月　日　～　　年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5　担当者等
（所属・学年・氏名・役割・連絡先）
研究代表者に「※」を付記</td><td>協定大学等</td><td>【研究担当者】
※
【研究協力者】</td></tr>
<tr><td>糸島市</td><td></td></tr>
<tr><td>6　研究実施場所</td><td colspan="2">糸島市全域及び〇〇〇キャンパス</td></tr>
</table>

７　研究スケジュール　　（下記期間に分けて具体的な研究実施項目を記載）

研究実施項目等						

８　研究成果および成果物	

9　研究経費等（金額はすべて消費税込み／年度をまたぐ場合には年度毎に記入）

年度			
区分		内訳	金額（円）
経費	(1) 報償費		
	(2) 旅費		
	(3) 需用費（消耗品等）		
	(4) 役務費（通信費等）		
	(5) 委託料		
	(6) 使用料及び賃借料		
	(7) 備品購入費		
	(8) 原材料費		
	(9) その他		
経費合計			

様式第２号(第10条関係)

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金
交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで申請のあった糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金の交付について、下記のとおり決定したので、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付要綱第10条第１項の規定により通知します。

記

１　決定区分　　交付　・　不交付

２　研究課題名

３　補助金交付決定額　　円

４　交付決定の内容

５　交付の条件

６　不交付の理由

様式第３号(第11条関係)

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金
請求書

年　　月　　日

糸島市長　様

研究学生等　住所
氏名

年　　月　　日　　第　　号で補助金の交付決定を受けた研究について、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付要綱第11条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　研究課題名

２　補助金交付決定額　　円

３　補助金交付請求額　　円

様式第４号(第12条関係)

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金
変更・中止承認申請書

年　　月　　日

糸島市長　様

研究学生等　住所
氏名

年　　月　　日　　第　　号で決定を受けた糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金に係る補助研究について、変更・中止したいので、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付要綱第12条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　研究課題名

２　変更・中止の別　　変更　・　中止

３　変更・中止後の補助金の額　　円

４　変更・中止の理由

５　添付書類
(1)　研究計画書(変更の場合のみ)
(2)　収支予算書(変更の場合のみ)
(3)　その他(　　)

様式第５号(第12条関係)

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金
変更・中止承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日付けで申請のあった糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金の変更・中止の承認について、下記のとおり決定したので、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付要綱第12条第２項の規定により通知します。

記

１　決定区分　　承認　・　不承認

２　研究課題名

３　変更・中止の別　　変更　・　中止

４　変更・中止後の助成金の額　　円

５　承認の条件

６　不承認の理由

様式第６号(第13条関係)

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金
実績報告書

年　　月　　日

糸島市長　様

研究学生等　住所
氏名

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金に係る補助研究を完了・中止したので、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付要綱第13条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　研究課題名

２　完了・中止の別　　完了　・　中止

３　補助金交付額　　円

４　添付書類
(1)　研究報告書
(2)　収支決算書
(3)　助成研究に係る領収書の写し
(4)　その他(　　)

様式第７号(第14条関係)

糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金
交付額確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

糸島市長

年　　月　　日　　第　　号で交付を行った糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金について、　　年　　月　　日付けで提出された実績報告書を審査した結果、補助金の額を下記のとおり確定したので、糸島市協定大学等課題解決型研究学生アイディア社会実装補助金交付要綱第14条第１項の規定により通知します。

記

１　研究課題名

２　補助金確定額　　円

３　補助金交付額　　円

４　返還額　　円

様式第１号（第７条関係）
様式第２号（第10条関係）
様式第３号（第11条関係）
様式第４号（第12条関係）
様式第５号（第12条関係）
様式第６号（第13条関係）
様式第７号（第14条関係）